

(仮称) 太陽光発電施設の設置等に関する条例 (素案)

- 1 条例制定の趣旨
- 2 条例案の概要
 - (1) 目的
 - (2) 定義
 - (3) 事業者の責務
 - (4) 地域住民等への説明
 - (5) 設置規制区域
 - (6) 設置規制区域への設置許可に関する手続
 - (7) 設置規制区域以外への設置に関する手続
 - (8) 維持管理等
 - (9) 地位の承継
 - (10) 廃止の届出
 - (11) 指導又は助言
 - (12) 報告の徴収及び立入調査
 - (13) 勧告
 - (14) 公表
 - (15) 措置命令
 - (16) 設置許可の取消
 - (17) 市町村条例との関係
 - (18) 罰則
 - (19) 経過措置
- 3 施行日

1 条例制定の趣旨

固定価格買取制度（FIT 制度）の創設以降、本県でも太陽光発電の導入が急速に進展してきましたが、国が掲げる2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。

一方、太陽光発電については、施設の設置にあたって住民への説明不足に起因すると思われるトラブルの発生や、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっているほか、大規模施設等の設置による土砂災害の発生が懸念されています。

本県では、これまで「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定し、事業者に対し適正な手続きを求めてきたところですが、脱炭素社会の実現を図るためには、地域と共生する太陽光発電の導入拡大が必要であることから、新たな条例の制定を検討することとしました。

2 条例案の概要

(1) 目的

この条例は、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等の手続を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大を促進することを目的とします。

(2) 定義

- 「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（建物の屋根や屋上等に設置するものを除く。）で発電出力が50キロワット以上のものをいいます。
- 「太陽光発電施設の設置」とは、太陽光発電施設の新設や増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいいます。
- 「太陽光発電事業」とは、太陽光発電施設を設置し、電気を得る事業をいいます。
- 「事業者」とは、太陽光発電事業を行う者をいいます。
- 「事業区域」とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。
- 「設置規制区域」とは、次の区域をいいます。
 - ・ 地すべり防止区域
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ・ 土砂災害特別警戒区域
 - ・ 砂防指定地
- 「維持管理等」とは、太陽光発電事業に付随して行われる保守点検及び維持管理をいいます。

(3) 事業者の責務

太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければなりません。

事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たって、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の適正な設置等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(4) 地域住民等への説明

事業者は、地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画（事業計画）の内容を説明しなければなりません。この場合において、事業者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。

事業計画を変更した場合も同様とします。

事業者は、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(5) 設置規制区域

設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってははいけません。ただし、あらかじめ、知事の許可（設置許可）を受けた場合は、この限りではありません。

(6) 設置規制区域への設置許可に関する手続

知事は、設置許可の申請があった場合、基準に該当すると認められるときに限り許可します。

※許可基準は、「太陽光発電施設の設置により、設置規制区域において想定される土砂災害等の発生を助長する恐れがないことが明らかであると認められること」等を想定しています。

設置許可を受けようとする者は、施設の概要、地域住民等への説明状況、関係法令の手続状況、維持管理等に関する計画を知事に提出しなければなりません。

設置許可を受けた者（設置許可者）は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、変更許可を受けなければなりません。

設置許可者は設置工事の着工、完了、中止を行うときは、それぞれ知事に届け出なければなりません。

(7) 設置規制区域以外への設置に関する手続

設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、事業計画を知事に届け出なければなりません。

事業計画を届け出た者は、その事業計画に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければなりません。

(8) 維持管理等

事業者は、太陽光発電事業を実施する間、太陽光発電施設及び事業区域内の土地の適正な維持管理等をしなければなりません。

事業者は、太陽光発電施設等の維持管理等をするための計画を作成及び公表しなければなりません。維持管理等計画を変更した場合も同様とします。

事業者は、事故や災害により、太陽光発電施設の損壊が発生した場合や、周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設の復旧などの措置を講ずるとともに、知事に報告しなければなりません。

(9) 地位の承継

設置許可者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者や相続人は、設置許可者の地位を承継します。設置許可者の地位を承継した者は、その旨を知事に届け出なければなりません。

設置規制区域以外への設置に関して事業計画の届出を行った者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者や相続人は、その旨を知事に届け出なければなりません。

(10) 廃止の届出

事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。

(11) 指導又は助言

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して指導又は助言を行うことができます。

(12) 報告の徴収及び立入調査

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置等の状況などに関し報告又は資料の提出を求め、又はその職員に当該太陽光発電事業を行う区域などに立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができます。

(13) 勧告

知事は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去又は土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をするよう勧告することができます。

- 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置禁止区域内において太陽光発電施設の設置又の工事に着手したとき。
- 設置許可者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、設置許可を受けた内容を変更したとき。

知事は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- 知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 正当な理由なく知事の指導に従わないとき。

(14) 公表

知事は勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者の住所名及び氏名並びにその者に対する勧告等の内容を公表することができることとします。

(15) 措置命令

知事は、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置を講じなかったときは、事業者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

(16) 設置許可の取消し

知事は、設置許可者が次のいずれかに該当したときは、当該設置許可を取り消すことができることとします。

- 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- 設置許可の際に付した条件に違反したとき。
- 知事の命令に違反したとき。

(17) 市町村の条例との関係

太陽光発電施設の設置に関し、市町村の条例により、この条例の規定による手続きと同等以上の効果が図られるものと知事が認めるときは、市町村の区域における太陽光発電施設の太陽光発電施設の設置等については、この条例の規定を適用しないこととします。

(18) 罰則

次のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処することとします。

- 設置許可若しくは変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、太陽光発電施設の設置をした者
- 事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出をして、太陽光発電施設の設置をした者
- 知事が求める報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(19) 経過措置

設置規制区域及び設置許可に関する事項については、施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）には適用しません。

設置規制区域内にある既存施設について発電出力等を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。

既存施設については、令和5年3月31日までに施設の状況を知事に届け出なければなりません。

既存施設については、維持管理等計画を作成し、公表しなければなりません。

設置規制区域内にある既存施設については、令和5年3月31日までに維持管理等計画を知事に提出しなければなりません。

3 施行日

令和4年10月1日（予定）